

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木町長 伊藤 良春

| | | |
|-------------------|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 三木町 (341) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 下高岡地区 (下高岡) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年5月17日 (2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は米麦、露地野菜、施設園芸、畜産、たばこなど多様な経営形態が見られ、北部には米麦を中心とした担い手が農用地を集積している。県道10号線に面した周辺の農用地は、近隣に宅地が点在し、近年さらに宅地開発が進み、農地の集積・集約は困難である。農用地も不整形で農道も狭小なものが多く、担い手も高齢化が進み、後継者不足である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高収益であるイチゴを中心に稼げる農業体制を構築するとともに、新規就農者の育成に努め、農用地の維持を図る。土地利用型農家は農用地の集約化を推進するとともに、畜産農家と連携し耕畜連携による飼料作物の作付けを増やす。同地区で新たに新規就農者が誕生するのを機に、今後は周辺の若い担い手を中心に意向を確認し、農用地の集積を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 148 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 105 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積、集約化を推進し、農用地の集団化を図る。受け手がない場合は、地域外の担い手に集積する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業者の高齢化により、経営規模を縮小したり離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付けし、農用地を地域内の新規就農者や担い手を中心に集積・集約していき、引き受け手がないときは地域外の担い手に集積する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 基盤整備事業の必要性は理解されているが、宅地開発等が行われているので難しい。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 非担い手農家を中心に農業支援グループ等への委託作業を利用し農地の維持管理を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|--|--------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |
| 【選択した上記の取組方針】 | | | | |
| ①近年住宅地に有害鳥獣が出没し、近隣の住民が脅かされる事態となっている。花火等で追い払ってはいるが、根本的な解決には至っていないため、出没事例のリスト化や、出没地域の見える化を図り、国や県の事業を活用しながら、解決策を模索する。 | | | | |
| ⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。 | | | | |